

事業体に対する課税形態と実務上の問題点について

平成23年 8 月 2 日

日本公認会計士協会

- 目 次 -		頁
1 . はじめに		1
2 . 事業体に対する課税形態の概要について		3
(1) 事業体課税の基本的な考え方と課税形態		3
(2) 法人課税の特徴		4
(3) 構成員課税（パス・スルー課税）の特徴		4
(4) 公益法人等・人格のない社団等の収益事業に対する課税について		4
(5) 特定目的会社等に係る課税の特例について		5
(6) 信託の課税上の取扱い		6
3 . 各事業体の特徴について		7
(1) 基本的な考え方		7
(2) 任意組合		7
(3) 匿名組合		8
(4) 合同会社		9
4 . 任意組合等、匿名組合に係る実務上の問題点		10
(1) 構成員課税（パス・スルー課税） - 任意組合等、匿名組合 -		10
(2) 任意組合等に係る実務上の問題点		10
(3) 匿名組合に係る実務上の問題点		14
5 . 不動産投資等に利用される主な事業体の比較		19
6 . 信託に係る実務上の問題点		21
(1) 信託法における定義		21
(2) 信託財産と受益権の法的性質		21
(3) 法人税法における課税上の取扱い		22
(4) 実務上の処理における問題点		24
参考 . 日本版ESOP(Employee Stock Ownership Plan)の税務上の取扱いについ て		26
(1) 信託型従業員持株ESOP（概要図）		26
(2) 税務処理		26

本研究報告で使用する法律等の略号は次のとおりである。

法：法人税　　所：所得税　　措：租税特別措置

法：当該税目に係る法律

令：当該税目に係る法律の施行令

基通：当該税目に係る法律の基本通達

1：第1条　　：第1項　　一：第1号

1. はじめに

共同事業を行うための事業体は、時代の要請に応じる形で多様化している。最近では、平成10年の特定目的会社を皮切りに、投資法人、特定信託、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合、合同会社制度などが創設された。

これら事業体の多様化に伴い、各事業体に係る課税形態も変容している。現行税制では、原則、納税義務者として私法上の「法人格」を有している事業体について、法人税を課税し、納税義務者としての「法人格」を有していない事業体については、事業体を構成している構成員に直接課税をする構成員課税（パス・スルー課税）を採用している。

納税義務のある法人として、まず、伝統的に公益法人等、協同組合等、人格のない社団等、普通法人があげられる。また、最近創設された事業体については、特定目的会社、投資法人、合同会社、法人課税信託における受託者などが納税義務者として新たに加えられている。

法人税は、これら納税義務者に対して、法人税の通常の見方と同様に課税しているわけではなく、一部に例外的な取扱いをしている。例えば、平成10年の特定目的会社、投資法人は、「資産の流動化」という目的のために法人における導管性が求められ、法人課税において支払配当損金算入という例外的な取扱いがなされた。平成18年に改正された信託法は、多様な信託のニーズに対応するため、新たな信託の種類を創設した。その改正に対応し、平成19年に、事業を行うに当たり信託を利用して法人税の租税回避を防止する等、一定の場合に、受託者を納税義務者として信託段階で法人税を課税する法人課税信託を創設した。したがって、信託契約における法人税の課税範囲が拡大しており、このことから、法人課税の見方が分かりづらいものになっている。

また、契約等により共同事業を行う事業体として、民法上の組合、匿名組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合、受益者等課税信託等があげられる。これらの事業体は、納税義務者としての「法人格」を有していないため法人税は課税されず、構成員課税がとられている。任意組合等、匿名組合に係る税法上の取扱いは、法律では規定されず、法人税基本通達14-1-1から14-1-3までに明らかにされているだけで、実務上の取扱いは不安定なものになり、一般的に、実務上の慣行等に従って処理を行わざるを得ないため実務上の問題点を抱えている。

本研究報告では、実務で比較的に利用されることの多い事業体について、実務上の問題点を明らかにした上で、一般的な実務上の慣行等に従った処理を下記の通り示すことにした。

1. 事業体に対する課税形態の概要
2. 任意組合等、匿名組合に係る実務上の問題点
3. 信託に係る実務上の問題点

<事業体に対する課税形態について>

事業体の種類	納税義務者としての法人格の有無	課税形態	権利・義務（資産・負債・収益・費用）の帰属主体	構成員への所得の引継ぎ	税法上の所得の計算	損失の分配	利益の留保（課税の繰延べ）
普通法人 持分法人	法人格あり （法法2九）	法人課税+配当所得課税（支払配当金損金不算入）	法人	配当所得に転換	ネット	不可	可
法人課税信託	受託者を納税義務者として信託段階で法人課税 （法法4の6）		受託者				
公益法人等	法人格あり （法法2六七）	法人課税 （収益事業から生じた所得に課税）	法人				（可）
人格のない社団	法人とみなす （法法3）		社団				
特定目的会社 投資法人	法人格あり （分配部分は無し） （法法2九）	法人課税+ ペイ・スルー課税 （支払配当金損算入）	法人	配当所得に転換	ネット	不可	不可
特定目的信託、 投資信託	受託者を納税義務者として信託段階で法人課税（法法4の6） （分配部分は無し）		受託者				
匿名組合	無し	分配時のみ構成員課税	営業者	原則、雑所得に 転換	原則、ネット	可 （制限あり）	不可
集団投資信託 退職年金等信託	無し	受領時に構成員課税	受益者 （法法12）	主たる投資運用の内容を法令に従い引継ぐ所得	ネット	不可	
任意組合、投資事業 有限責任組合、有限 責任事業組合	無し	収益発生時に構成員課税（信託は受益者課税）	組合員の共有（合有）	主たる事業の内容を引継ぐ（不動産、事業、山林又は雑所得）	グロス	可 （制限あり）	
受益者等課税信託	無し		受益者とみなす（法法12）				

2. 事業体に対する課税形態の概要について

(1) 事業体課税の基本的な考え方と課税形態

現行の法人課税は、原則として、事業体が法人格を有するかどうかにより課税を判断している。事業体が法人格を有する場合、法人格を法人税法上の納税義務者として法的な安定性を持つ制度になっている。

「法人」とは、自然人以外のもので権利・義務の主体たる地位を有するものである（林良平・前田達明編『新版注釈民法（2）』1頁、有斐閣、平成3年）。会社法第3条は、会社が全て法人であると規定している。会社のような社団（複数人の団体）に法人格を付与することの利点は、権利・義務の帰属及び社団の管理が簡明となり、団体としての統一的活動が容易になることである（江頭憲治郎編『1. 会社法コメント』74頁、商事法務）。したがって、内国法人（会社）は、納税義務者として法人税を納める義務がある（法法4）。

民法上の任意組合、匿名組合、投資事業有限責任組合、有限責任事業組合、受益者等課税信託、集団投資信託等の事業体は、法人格を有せず、法人税を納める納税義務者でなく、その活動によって生じる所得は、実質的な権利・義務の帰属主体である各構成員に対して直接課税される（構成員課税）。

また、法人税は、一部の事業体について、法人課税の例外的な取扱いをしている。例えば、昭和32年に人格のない社団等に対しては、経済的に営利事業を営む法人と同等の収益活動を行っている実情を鑑み、法人とみなして（法法3）その収益事業（34業種、法令5）から生じた所得に対して法人課税が行われることになった（法法4）。

バブル崩壊後の経済において、一般の投資家による有価証券を通じた投資を容易にすることにより、資産の流動化を図ることが求められた。その目的のために、投資の導管的な存在として設立された特定目的会社等に係る課税上の取扱いについては、平成10年に支払配当の額を損金不算入とする法人課税の特例として、一定の要件を満たしている場合には、当該事業年度の所得の計算上、支払配当の額を損金の額に算入する取扱いがなされている（ペイ・スルー課税）。

平成18年改正の新信託法においては、様々な種類の信託が新たに設けられた。これらすべてについて信託財産に属する資産を受益者が有しているとみなすことは適当でなく、事業をする場合に信託を利用することで法人税の租税回避することを防止する目的や受益者が存在しない場合等、一定の場合に、私法上の信託収益の帰属者たる受託者の段階での課税が適当とされた。これにより、平成19年度税制改正で、法人課税信託が創設された。内国法人、外国法人及び個人は、法人課税信託の引受けを行うときは、法人税を納める義務があり（法法4）納税義務者は受託者とされる。受託者は、信託財産の法律上の権利主体であるとともに、信託行為に基づいて信託財産を管理又は処分する信託事務を遂行するものであるため、信託に関する私法上の行為当事者と納税義務者が一致することになり、私法と税法との取扱いの整合がとれたかた

ちになる（『改正税法のすべて（平成19年度版）』291頁（一部加筆）313頁、大蔵財務協会）。

(2) 法人課税の特徴

現行の法人課税は、第一に、法人税の納税義務者は原則として内国法人とされ（法2 ）、法人格を有する事業体に帰属する所得に対して、その事業体の構成員とは別個に法人税が課税される。第二に、課税される所得は、営利事業から獲得した利益、それは株主に分配されるか、将来の事業投資のため法人に留保されると想定されている。第三に、事業体からその構成員に分配されるのは、法人税等支払後の利益（原則として、利益剰余金）のみであり、損失は分配されない。そのため、構成員に分配される利益は、所得の計算上、損金の額には算入されない（法22 ）。また、構成員に分配された利益は、当該構成員の事業の内容とは関係なく配当とされる（法23各項）。

(3) 構成員課税（パス・スルー課税）の特徴

もう一つの代表的な事業体に対する課税方法である構成員課税（パス・スルー課税）は、法人課税と内容が大きく異なる。第一に、事業体は法人格を有さないため法人税の納税義務者になれず、権利・義務や財産の帰属主体である各構成員に対して直接課税される。第二に、構成員全員が業務執行を行う共同事業性が求められている。第三に、事業体から構成員に分配されるのは、利益だけではなく損失も分配される。また、構成員では、事業体で生じた所得の性質をそのまま引き継ぐことになる。

(4) 公益法人等・人格のない社団等の収益事業に対する課税について

昭和25年に公益法人等に対して、昭和32年に人格のない社団等に対しては、法人とみなして（法3 ）、経済的に営利事業を営む法人と同等の収益活動を行っている実情を鑑み、その収益事業（34業種、法5 ）、から生じた所得に対して法人課税が行われることになった（法4 ）。非営利事業を営む公益法人等並びに人格のない社団等への課税は、法人税が営利事業から獲得される所得に対して課税する考え方と一致したものになっていない。

平成20年12月1日施行の新公益法人制度においては、公益社団法人・公益財団法人について、法人税の課税対象になる収益事業の範囲から「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第2条第四号に規定する公益目的事業に該当するものは除かれる変更が行われている（法5 一）。この結果、公益社団法人・公益財団法人については、法人の営利活動に法人税を課税し、非営利活動には課税しないという考え方に近づいたものの、依然として、非営利型法人である一般社団法人・一般財団法人においては、当該法人が営む収益事業に対して法人税が課税されるままになった。

(5) 特定目的会社等に係る課税の特例について

資産の流動化という特定の目的のために、平成10年「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」(以下「SPC法」という。)により、特定目的会社が創設された。SPC法は、平成13年に「資産の流動化に関する法律」に改正され、設立手続きが簡素化された。

特定目的会社は、資産の流動化の促進のための導管的な性質を重視して、多数の投資家等に対して優先出資証券又は特定社債券を発行している等の一定の要件を満たしているものが、配当可能所得の90%超を配当として支払っている等の一定の要件を満たしている場合には、所得金額を限度として、当該事業年度に係る支払配当の額を当該事業年度の所得の計算上、損金の額に算入する取扱いがなされている(措法67の14)。「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定する投資法人でも同様の取扱いがなされている(措法67の15)。

この課税上の取扱いは、支払配当の額を損金不算入とする法人課税の特例とされ、また、特定目的会社等は法人格を有し、構成員である投資家への所得の引継ぎが配当所得に転換されることから同じ導管性を持つ構成員課税とも異なるものとなっている。

< 参考 1 > 合同会社と有限責任事業組合契約に基づく事業体に対する課税

平成18年5月1日施行の会社法によって、社員(出資者)全員が有限責任社員となり、原則として、業務執行を行う人的会社として合同会社(以下「LLC」という。)が、新しく持分会社の一つとして創設された。このLLCの特徴は、社員全員の一致で、内部組織に関する事項について、定款で自由に決めることができること、損益分配は、出資比率に関係なく定款により柔軟に決めることが認められており、民法上の組合に似た共同事業性を有している。米国では、LLCの課税は、その性質から法人課税と構成員課税(パス・スルー課税)の選択となっているが、日本では、合同会社が法人税法上、法人格を有することから法人課税となっている。

合同会社より先に、平成17年8月1日施行の有限責任事業組合契約に関する法律(以下「LLP法」という。)により創設された有限責任事業組合は、民法組合の特例として形成された企業組織体である。特徴は、全組合員が有限責任であり(LLP法15)、業務執行の決定は原則として組合員全員で行い(LLP法11)、全員が業務執行に携わり(LLP法12)、共同事業性を有する。また、組織運営、損益分配については定款自治の原則により決められる。有限責任事業組合は合同会社に類似した事業体であるが、課税関係は、合同会社と異なり事業体の本来の特徴を反映して構成員課税(パス・スルー課税)とされている。

<参考2> 匿名組合における課税の取扱い

最近の匿名組合の実態は、共同事業性が薄れ、多くの投資家から事業資金を募る金融商品としての性格が強く、匿名組合員は営業者から受ける利益の分配を投資の対価としてみる側面が強いことを鑑み、平成17年の法人税基本通達（14 1 3）改正では、一転、匿名組合事業が営業者の単独事業であり、匿名組合契約による共同事業という実態に関係なく、匿名組合事業に係る損益は、営業者にいったん帰属し、その上で匿名組合契約に従い、匿名組合員に対する損益の分配金を損金（益金）の額に算入するものとされた。また、所得税基本通達（36・37共 21の2）の改正でも、個人の匿名組合員の所得区分を、原則として雑所得とした。ただし、匿名組合員が営業者の営む事業に係る重要な業務執行の意思決定に参画するなど共同事業性が強い場合に限って、営業者の事業の内容に従い、事業所得又はその他の各所得として取り扱われる。

(6) 信託の課税上の取扱い

信託法に定める信託は、一定の目的のために財産の管理又は処分及びその他の目的の達成のために、必要な行為をすべきものである。

この一定の目的を達成するために、委託者兼当初受益者が受託者に対して財産の信託を行うのである。このとき、当該財産にかかわる法的な権利・義務の形式的な帰属主体は、受託者となる。

また、課税関係は、法的な権利・義務の形式的な帰属主体が受託者であるため、信託した財産にかかわる課税されるべき所得についても、受託者に形式的に帰属する。

この点に関して法人税法では、平成18年に実施された信託法の改正に合わせ、平成19年度税制改正において、課税の公平・中立を確保するとともに多様な信託の類型に対する適切な対応や租税回避を防止する観点から、信託を3つの類型（信託を受益者が受領時に課税される信託、信託を法人とみなして課税する信託、受益者に収益が発生したときに課税する信託）に分類して課税関係を定めている（法法11、12他）。

3. 各事業体の特徴について

(1) 基本的な考え方

ある事業体に法人税が課税されるかどうかは、その事業体が法人格を有するかどうかによる。法人を納税義務者とする事で、納税義務の有無が明確となり制度として安定性が高まることと、これまでの「法人」には存在としての実体が伴っていたことから法人税の納税義務者とする事に違和感が少なかったことを挙げることができる。

法人格の有無にとらわれず、各事業体の私法上の制度や特徴を確認することで、各事業体の法人課税の有無について合理性を有するかどうかを構成員課税される任意組合、匿名組合と共同事業性を有しているが法人課税される合同会社について、検討しておきたい。その際には、各事業体が法人か若しくは法人に類似する性格を有しているか、各事業体に所得が帰属しているといえる状況にあるか、について検討することとする。

(2) 任意組合

法人か若しくは法人に類似する性格を有しているか

任意組合は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって成立し（民法667）、任意組合自体に法人格はない。また、出資については労務出資が認められている（民法667）。

業務執行は、原則として、各組合員が行う（民法670）が、組合契約で業務執行者に委任することも可能である（同）。つまり、業務執行者を選任して、自らは業務執行権を有しない組合員を許容している（共同事業性の希薄化）が、各組合員に業務及び組合財産の状況を検査する権利が認められている（民法673）ため、組合としての本質は失われないものと考えられる。

各事業体に所得が帰属しているといえる状況にあるか

各組合員の出資その他の組合財産は、総組合員の共有に属するとされ（民法668）本条に対する有力学説によれば、組合の共同目的のために拘束された団体的性質を加味する一種の合有であるとされる。また、任意組合における組合の債務は、総組合員に共同に帰属し、個人財産を引当とする個人的債務ないし責任も負う。さらに、組合員の損益分配について、基本的にはその定めによるが、当事者が損益分配の割合を定めなかったときは、その割合は、各組合員の出資の価額に応じて定めるとされている（民法674）ことから、事業体（任意組合）の所得と各組合員への損益分配の関係に着目すると、任意組合の損益に対する各組合員の分配割合相当額が当該組合員に直接帰属することになるとと思われる。

組合員は、組合財産についてその持分を処分したときは、その処分をもって組合及び組合と取引をした者に対抗できず（民法676）また、組合の清算前に財産の

分割請求はできない(同)。ここでいう組合財産についての持分とは、「組合財産を構成する個々の物や権利についての持分であって、組合員として有する財産的地位の意味における持分ではない、と解するのが判例および多数説である。」(我妻ほか、我妻・有泉『コンメンタール民法 - 総則・物権・債権 - 第2版』1201頁、日本評論社)

(3) 匿名組合

法人か若しくは法人に類似する性格を有しているか

匿名組合契約は、当事者の一方(匿名組合員)が相手方(営業者)の営業のために出資をし、その営業から生ずる利益を分配することを約する契約であり(商法535)、匿名組合自体に法人格はない。営業の主体はあくまで営業者である。なお、出資について金銭その他の財産のみをその出資の目的とすることができる(商法536)。

匿名組合員は、営業者の営業を執行し、又は営業者を代表することはできない(商法536)。また、匿名組合員は、営業年度の終了時における貸借対照表の閲覧等並びに重要な事由がある場合における業務及び財産状況の検査を行うことができる(商法539)。

各事業体に所得が帰属しているといえる状況にあるか

匿名組合員の出資は、営業者の財産に属し(商法536)、匿名組合員は、その営業から生じた利益の分配を受ける。この匿名組合契約については、営業者と匿名組合員との関係を単に財産の出資者と、受入者に過ぎないとする考え方(出資関係説)と、当事者の内部的には組合であるが、外部に対しては組合的性質を表出しない組織とする考え方(内的組合説)がある。出資関係説(前者)によれば、営業から生じた利益は、一旦営業者に帰属し、その所得の一部が契約に基づき匿名組合員に分配されることになる。この匿名組合員への利益の分配が、営業者の税務上の所得計算における取扱いについては、当然に損金算入されるという考え方と、明確な規定を置くべきとする考え方もあり得る。そうであれば、営業者の所得計算において匿名組合員への分配額を控除する根拠を別に求めることが必要となる。内的組合説(後者)によれば、内部的には営業者と匿名組合員との共同事業であるので、契約に定めた損益分配に応じた所得が営業者と匿名組合員に配分されるとみることができる。さらに、営業により損失が生じた場合の損失の分配についても、損失をてん補した後でなければ、匿名組合員が利益の配当を請求できないとされている(商法538)ことも整合するものと思われる。学説的には、「匿名組合は、対外的・法律的には営業者が取引相手方との権利義務の主体となる営業者の単独企業であり、対内的・経済的には匿名組合員と営業者の共同事業である」(三枝一雄ほか『論点

整理商法総則・商行為法』144頁、法律文化社）と考えられているようである。

また、営業は対外的・法律的には営業者の単独行為であることから、匿名組合員は、営業者の行為について、第三者に対して権利義務を有しない（商法536 ）。なお、匿名組合員への損益分配額については匿名組合契約の定めによる。

(4) 合同会社

法人か若しくは法人に類似する性格を有しているか

合同会社は法人であり、法人格を有する（会社法3 ）。また、出資については金銭等に限定されている（会社法576 六）。

業務執行は、原則として、各社員が行う（会社法590）が、定款で業務執行者に委任することも可能である（会社法591 ）。つまり、業務執行者を選任して、自らは業務執行権を有しない社員を許容している（共同事業性の希薄化）が、各社員に業務及び財産の状況を調査する権利が認められている（会社法592 ）。ため、共同事業としての本質は失われないものと考えられる。

各事業体に所得が帰属しているといえる状況にあるか

合同会社は法人格を有するので法人として権利義務の帰属主体となり、各社員の出資その他の財産は、合同会社の所有に属する。また、合同会社の社員は、その全部が有限責任社員となり（会社法576 ）。その出資の価額（既に持分会社に対し履行した出資の価額を除く。）を限度として、合同会社の債務を弁済する責任を負う（会社法580 ）。

社員の損益分配について、基本的には定款の定めによるが、当事者が損益分配の割合を定めなかったときは、その割合は、各社員の出資の価額に応じて定めるとされている（会社法622 ）。なお、会社法は、有限責任社員の利益配当を、当該社員に分配された利益及び損失の額から、既に利益の配当により交付された金銭等の帳簿価額を減じた額と合同会社の利益剰余金の額のいずれか少ない額を上限とする規定を置いている（会社法623、会社法計算規則163）。この規定によれば、配当限度額を計算するためには、合同会社の利益剰余金について各社員に帰属する未分配利益の額を計算することが想定されていると見ることができる。

退社により退社した社員は、社員たる地位を失うが、その出資の種類を問わず、退社のときにおける会社の財産状況に従って計算された持分の払戻しを受けることができる（会社法611）。社員の個性が重視される合同会社においては、社員が会社に対して投下した持分の回収手段は、譲渡ではなく退社による払戻しが原則となる。しかし、それでは会社財産の減少をきたすため、社員が間接有限責任しか負担しない合同会社の場合には、一定の場合、債権者保護手続を経る必要がある（会社法635）。また、社員は、業務を執行しない有限責任社員を除き、他の社員全員の承

諾がなければ、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができない（会社法585条）。

4. 任意組合等、匿名組合に係る実務上の問題点

(1) 構成員課税（パス・スルー課税） - 任意組合等、匿名組合 -

構成員課税が適用される国内法に基づく事業体（契約関係を含む。以下、本章において同じ。）としては、任意組合、有限責任事業組合、投資事業有限責任組合（以下「任意組合等」という。）¹匿名組合¹が挙げられる。なお、受益者等課税信託については、第6章において触れることとする。

本研究報告第2章における議論のとおり、任意組合等又は匿名組合は法人格を有しておらず、さらに、任意組合及び匿名組合は一種の契約関係であって団体としての性格はないため、法人としてみなして取り扱われる「人格のない社団等」に該当しないとされている（法基通14-1-1）。

したがって、法人税の適用上、任意組合又は匿名組合は法人とはみなされず、法人税の納税義務者として取り扱われないこととなり、これが、任意組合等又は匿名組合の税務上の取扱いについて、法人税基本通達14-1-1から14-1-3等において限定的に言及されているのみであることの一因とも考えられる。また、法令の定めが置かれていないことから、任意組合等又は匿名組合の税務上の取扱いについての不安定さや、一般的に、実務上の慣行等に従って処理を行わざるを得ないことにもつながっていると考えられる。

匿名組合については、営業者と匿名組合員の1対1の契約であり匿名組合契約書の作成により対応できるため、特定目的会社等の配当の損金算入が認められる事業体に比して、組成に伴う資金的あるいは時間的な負担が小さいため、国内の不動産投資の形態として利用されている例も多いようであり、海外ファンドからの不動産を中心とした投資においても、いわゆるPE（恒久的施設）リスクの観点から匿名組合が利用されるケースも見られるようである。

以下、(2) 任意組合等、(3) 匿名組合に分け、個別に実務処理上の問題点について触れていくこととする。

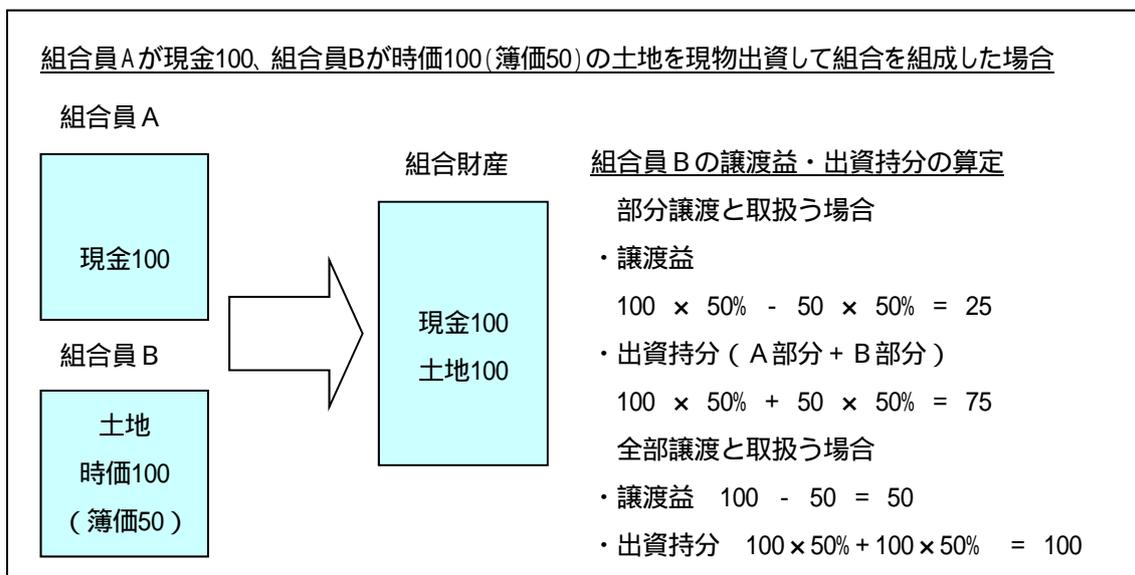
(2) 任意組合等に係る実務上の問題点

組合員持分の譲渡（現物出資、組合員持分の変動）

任意組合等の組合員が金銭以外の資産を出資（現物出資）した場合、他の組合員

1 匿名組合については、構成員課税の適用される事業体として分類し、言及することとする。

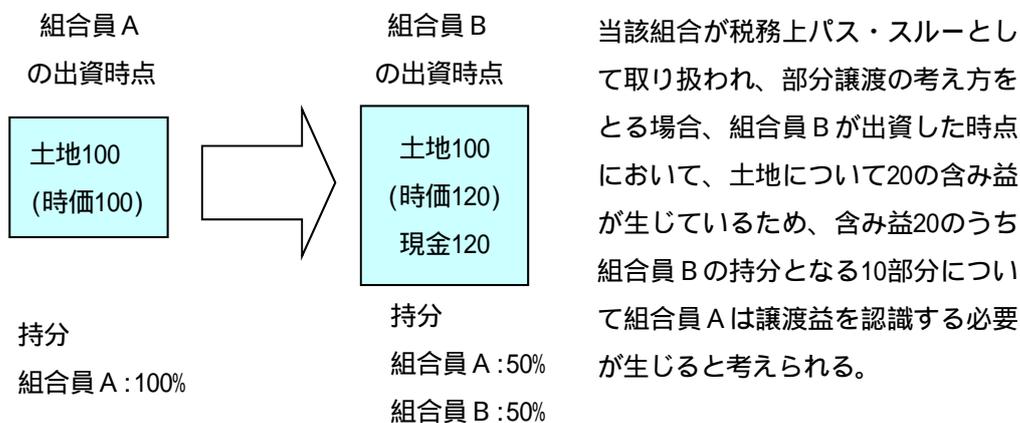
の持分相当となった部分のみ当該資産の譲渡を認識するか(部分譲渡)あるいは、自己の持分相当の部分も含めて譲渡の認識を行うか(全部譲渡)が問題となる。この点については、平成17年度税制改正により導入された「組合事業等による損失がある場合の課税の特例」²の規定により、税務上は、部分譲渡の考え方をとっていることが推定される。



現物出資時における含み損益の認識の問題に加えて、任意組合等を通じて複数の組合員が金銭により段階的に(例えば、一次募集、二次募集といった形で)不動産投資を行う場合、二次募集に応じた組合員が出資する時点において、一次募集を受け既に先行投資した不動産について含み損益が生じていることも考えられ、当該含み損益をどう取り扱うかも問題となり得る(実務的な対応として、先行して出資した組合員による持分相当の譲渡益の認識ではなく、組合員間で出資時点が異なることの調整として、後から投資する組合員が出資の時点の差に応じた金利相当の金額を、先行して出資した組合員に対して支払うことにより調整を行う例もあるようである。)

2 租税特別措置法第67条の12、租税特別措置法施行令第39条の31第5項第一号

組合員Aが現金100を出資し土地100(時価100)を購入した後、組合員Bが現金120を出資した時点において、当該土地の時価が120となっている場合



同様に、組合員持分の割合に変動が生じた場合においても、変動が生じる都度、組合員間において、金銭以外の組合財産について、変動分に係る所得又は譲渡をそれぞれ認識が必要となり、相当程度煩雑な処理が求められることも考えられる。

組合事業から受ける利益等の帰属の時期

任意組合等の組合事業から受ける利益等の帰属の時期については、原則として、組合員たる法人の各事業年度の期間に対応する組合事業に係る個々の損益を計算するとされ、一定の場合には、帰属損益額は組合事業の計算期間を基として計算し、当該計算期間の終了の日の属する当該法人の事業年度の益金の額又は損金の額に算入するとされている（法基通14 1 1の2）。

任意組合等から組合事業の事業年度（例えば1年）を通じた損益の報告を受ける場合、当該事業年度の終了の日の属する組合員の事業年度に帰属させることが考えられるが、任意組合等によっては、事業年度の決算は1年とするものの、6ヵ月等毎に組合事業の損益を計算し、組合員宛報告を行うケースも見られるようであり、当該半期等の組合事業の損益の取扱いが論点となり得ると考えられる。

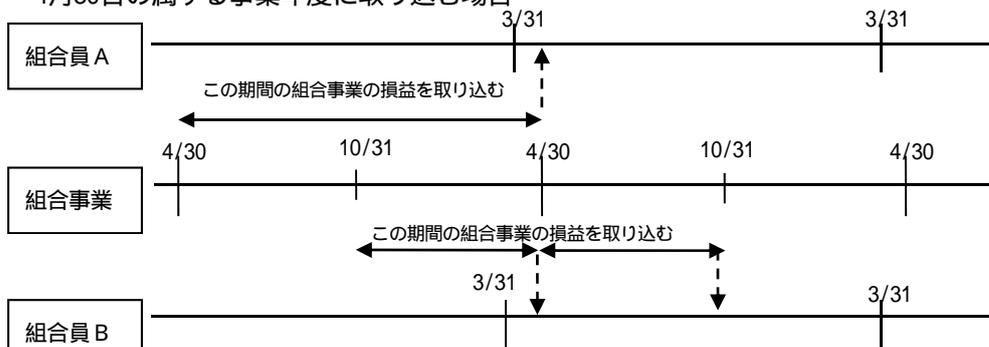
この場合、事業年度通期の決算による損益をその末日の属する組合員の事業年度について帰属させるのか、あるいは、直近で入手した6ヵ月等毎の組合事業の損益をその6ヶ月の末日の属する組合員の事業年度に帰属させるのかについては、「計算期間」の解釈も含めて、組合員側で処理の方法に迷うケースもあるようである（「計算期間」の解釈については、必ずしも明らかでないと考えられるが、処理にあたっては、一定の合理的な処理方針に基づき、継続的に任意組合等の利益等の帰属について処理を行っていくことが重要と考えられる。）。

組合事業に係る利益等の帰属

任意組合等の事業年度： 5月から翌年4月の1年間（10月末時点の半期損益の報告あり）

組合員A及びBの事業年度： 4月から翌年3月までの1年間

・4月30日の属する事業年度に取り込む場合



・4月30日及び10月31日の属する事業年度に取り込む場合

組合事業から分配を受ける利益等の額の計算

法人税基本通達14 1 2において、任意組合等の組合事業から分配を受ける利益等の額の計算について、原則としていわゆる総額法により計算することとされ、折衷法又は純額法については、継続して各事業年度の益金の額又は損金の額に算入する金額を計算しているときは、多額の減価償却費の前倒し計上等の課税上の弊害がない限り、これを認めるとされている。

折衷法の場合には、引当金の繰入れ、準備金の積立等の規定の適用はなく、さらに、純額法の場合には、受取配当等の益金不算入、所得税額の控除、引当金の繰入れ、準備金の積立等の規定の適用はないとされている。

一方で、会計上は、任意組合等の組合事業から分配を受ける利益等の額の計算については、純額法が原則とされているため³、税務上の各種規定の適用も含め、いずれの方法を適用するかが論点となり得る。

この点については、総額法又は折衷法による場合、組合員に係るものとして計算される収入金額、支出金額、資産、負債等の額は、課税上弊害がない限り、組合員における固有のこれらの金額に含めないで別個に計算することができるとされている（同通達注4）ことから、会計上は純額法により取り込みながらも、総額法又は折衷法による金額を別途計算し管理することより対応している例もあるようである。仮に会計上、純額法を採用している場合においても、任意組合等において税務上損金計上認められない費用又は損失が計上されている場合（例えば、投資損

失引当金繰入損等) 税務上、加算調整が必要となる点には留意が必要と考えられる(任意組合等を通じた受取配当の益金不算入、所得税額控除又は外国税額控除の適用については、実務上、任意組合等から必要な資料を適時に入手できるか否かも問題となるようである。)

なお、任意組合等の出資持分は、金融商品取引法上の有価証券⁴に該当し、会計上も有価証券として取り扱われるケースが考えられるが、任意組合等の出資持分自体は税務上の有価証券に該当しない点には留意が必要と考えられる。

(3) 匿名組合に係る実務上の問題点

匿名組合の計算期間

匿名組合の計算期間については、営業者の事業年度との関係で、基本的に以下の見解がある⁵。

ア．契約により定めた計算期間(営業者の事業年度等と異なる計算期間も可能)

イ．営業者の事業年度等

アは、匿名組合は当事者間の契約に基づくものであることから、契約が尊重されるとの考えに基づくものであるが、実務上、減価償却計算の事務負担の増加等の問題がある。イは、匿名組合事業も営業者の事業であり、営業者は年1回一定の時期に行う確定決算に基づき匿名組合損益の分配が行われることに基づくものである⁶。

なお、匿名組合員の計算期間の決定に際しては、匿名組合における損益認識時期は匿名組合契約の計算期間の末日が属する事業年度(法基通14 1 3)とされているため、例えば、任意組合が匿名組合員となること等により、理論上は長期に渡る課税の繰延べが可能になるという問題もある。

4 金融商品取引法第2条第2項

5 その他、課税上の弊害を規制する計算期間として、レバレッジドリースに関する個別通達(課法2 7 査調4 37平成11年9月16日)等あり。

6 これに関連して、匿名組合の財産に係る減価償却費が損金経理要件等を満たさないとして、損金算入が否定された審査裁決事例(平成4年9月16日裁決)あり。

匿名組合に係る利益等の帰属

匿名組合の事業年度： 5月から翌年4月の1年間

匿名組合員A（任意組合）の事業年度： 4月から翌年3月末までの1年間

任意組合の組合員Bの事業年度： 3月から翌年2月末までの1年間

- ・ 4月30日の属する事業年度に取り込む場合



個人組合員の場合の損失の認識

平成17年度改正により、個人の匿名組合員が匿名組合契約に基づき営業者から受ける利益の分配については、原則として雑所得とされた（所基通36・37共 21）。

また、損失の分担については、匿名組合における損失の分担は現実の分配ではなく計算上の分担であること（商法538）したがって、各計算期間において損失の負担（金銭払込等による現実の出捐）がない限り、計算上損失の分担が行われ計算上出資の価額が減少しても課税上は未確定（匿名組合契約の終了時に確定）と考えられる。

このため、損失の認識については、各計算期間の各種所得の計算上必要経費に算入できないのではないかという問題がある。

営業者報酬の計算（損益分配割合）

匿名組合の営業者報酬の計算方法（損益分配割合）について税務上明確な基準がないことから、複数の計算方法の中から個々の事情に基づき選択の上、契約の定めるところに拠っているのが実情である。

営業者報酬の計算方法については、実務上以下の方法がある。

- ア．利益参加型（利益、収入に対する一定割合）
- イ．固定報酬型（収入等に関わらず一定額（固定額又はコストプラス等））
- ウ．ハイブリッド型（アとイの組み合わせ）

また、その計算基準についても、実務上以下の方法がある。

- ア．会計基準

イ．税務基準

ウ．調整税務基準（社外流出項目や土地重課等に係る営業者の税負担相当額（調整額）を、グロスアップベースで匿名組合員に対する分配額から控除する方法
調整額 = 調整対象額 × 実効税率 ÷ (1 - 実効税率)

匿名組合員の現物出資

匿名組合員の出資は、金銭その他の財産に限るものとされている（商法536 ）。現物出資の場合に、匿名組合員は含み損益を認識すべきかについては、匿名組合員が出資した財産は営業者の財産に帰属する（商法536 ）。ことから、出資により匿名組合員の所有権はなくなる（所有権の完全な移転）との考えに基づく場合には、含み損益を認識するものと考えられる。

しかし、匿名組合員による出資は、当該資産の譲渡による投下資本の回収を目的としたものではなく、商法の規定により形式的に所有権を移転させるのみ（所有権の完全な移転ではない。）と考える場合には、含み損益を認識しない⁷（課税の繰延べをすべき）との考えも成り立つものとする。

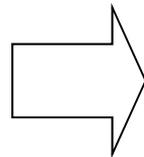
7 形式的に所有権を移転させるものとして、譲渡担保に係る資産の移転につき、資産の移転が債権担保のみを目的として形式的にされたものであることが外形的に明らかである場合には、譲渡所得課税の対象とはしないものとされている（所基通33-2）。また、固定資産を譲渡担保に供した場合につき、債務者が賃貸借契約により目的物を引き続き占有する場合には、法人税法上、譲渡はなかったものとして取り扱うものとされている（法基通2-1-18）。

匿名組合員Aが現金100、匿名組合員Bが時価100(簿価50)の土地を現物出資して匿名組合を組成した場合

匿名組合員 A



匿名組合員 B



匿名組合財産



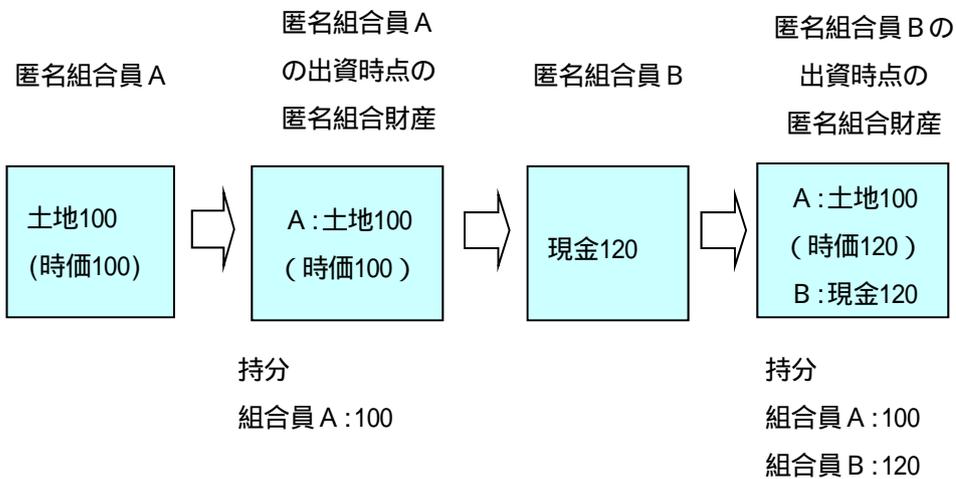
匿名組合員Bの譲渡益・出資持分の算定

< 含み損益を認識 >

- ・ 譲渡益 $100 - 50 = 50$
- ・ 出資持分 100

任意組合等は、所有の形態が組合員単独の所有から組合による合有に変更するため、税務上いわゆる部分譲渡の取扱いが推定されるのに対し、匿名組合は、組合員と営業者との1対1の双務契約であり、所有の形態が合有に変更するものではなく、含み損益を認識する場合であっても、いわゆる全部譲渡の取扱いになると考えられる。

匿名組合員Aが現金100を出資し土地100(時価100)を購入した後、匿名組合員Bが現金120を出資した時点において、当該土地の時価が120となっている場合



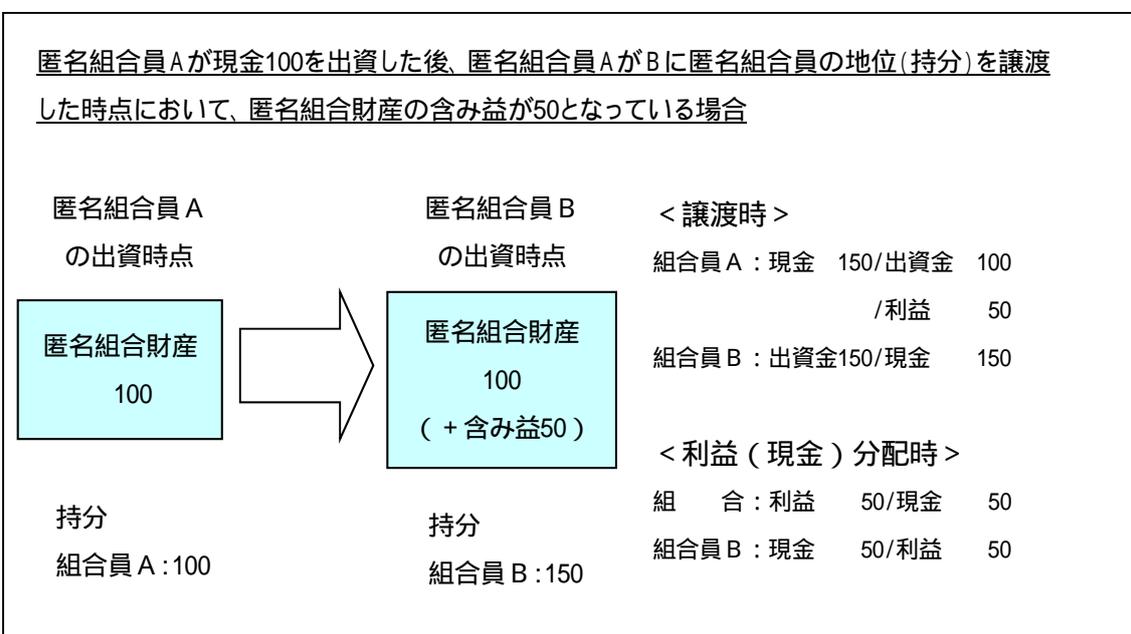
匿名組合員Aにおける含み損益の認識

組合員Bの出資時、組合員A出資の土地に20の含み益が生じているが、任意組合等のように所有形態が組合の合有に変更するものではないことから、Bの出資によって、組合員Aにおいて土地の含み益が実現することはなく譲渡益の認識は必要ない。なお、持ち分は含み益が実現しないため、出資時の簿価で把握されると思われるが、損益の分配割合は原則として営業者と各組合員ごとの個別の契約の定めによるため、分配時における時価等をベースとすることが可能と思われる。

匿名組合員の地位（持ち分）の譲渡

匿名組合とは、営業者と匿名組合員との1対1の契約であることから、匿名組合員の地位（持分）の譲渡に際しては、商法上営業者の同意が必要とされる。

営業者の同意のもと匿名組合員の地位の譲渡が行われる場合には、匿名組合財産に係る含み損益及び期間損益の反映において税務上二重課税等の問題が生じると考えられる。すなわち、匿名組合財産に係る含み益が50あるときに、匿名組合員AがBに匿名組合員の持ち分100を譲渡する場合、Aは譲渡により匿名組合財産に係る含み損益50を自らの課税所得として認識する。Bは譲受対価150で持ち分を取得するが、営業者からの利益分配時においてBは50の利益（現金）分配を受け、その課税所得を構成する可能性がある。



営業者の地位の譲渡

匿名組合とは、営業者と匿名組合員との1対1の契約であることから、営業者の地位の譲渡に際しては、商法上匿名組合員の同意が必要とされる。

営業者の地位の譲渡に関しては、税務上、営業譲渡に該当するか、譲渡対価は含み益を認識すべきか（簿価引継ぎか）、営業権は認識すべきか（認識する場合組合財産として償却可能か）といった問題が生じるものと考えられる。

組合契約の終了

匿名組合契約が終了したときは、匿名組合員は終了により営業者への出資金返還請求権を取得する（商法542）。また、匿名組合員に対する出資の払い戻しは、特約の無い限り金銭をもって支払いをすべきものと解される（参考法令：商法542）。組合財産に含み損益がある場合、含み損益を考慮した金額の返還を受けるものと考え

られる。

仮に終了時に現物分配があった場合、税務上、出資された資産の税務上の属性(営業者レベルか組合員レベルか)、匿名組合員が分配を受けた資産の取得価額、資産の保有期間についての問題(土地重課等への影響等)、有価証券の区分(売買目的、満期保有目的、その他等)、棚卸資産・固定資産の区分等が問題になるものと考えられる。

匿名組合配当に関わる源泉税の取扱い

匿名組合において、過去利益が発生し(配当は未払い)、その後損失に転じて新たに発生した未収分と相殺される場合(その逆に、過去損失が発生しその後利益に転じて相殺された額が分配される場合)の源泉徴収の取扱いは、所得税基本通達181～223共 1における「支払」(みなし決済)に関する解釈に従って、以下の異なる取扱いが考えられるという問題がある。

- ア．当該相殺につき、所得税基本通達181～223共 1に基づき源泉所得税を徴収すべきと考える(法基通14 1-3、所基通181～223共 1⁸)。
- イ．同通達の適用範囲をより狭義に解釈し、当該相殺につき同通達の「支払」に該当せず、源泉所得税の徴収は不要と考える(所法161十二、商法538)。

源泉徴収対象利益の確定時期

匿名組合に係る分配金の支払い(税務上の利益を超える金額の分配)を1年の計算期間中、キャッシュフローの範囲内で毎月行う場合、当該支払いの都度源泉徴収の要否、分配金でなく仮払金と考える場合、みなし利息の認識は必要かどうか、未分配利益が生じているケースでは、どのように源泉徴収額を計算する必要があるのか(先入先出法、総平均法等)といった問題が生じると考えられる。

5 . 不動産投資等に利用される主な事業体の比較

不動産投資等に利用される主な事業体としては、投資法人、特定目的会社、合同会社、匿名組合等、いくつか考えられるが、実務的には組成関連コスト等を考慮の上、利用される事業体が決められているものと考えられる。以下では、上記3つの事業体に任意組合を加えて、各事業体について組成関連コスト等いくつかの観点から比較を行っている。

8 所基通181～223共 1：法第四編 源泉徴収 に規定する「支払いの際」又は「支払をする際」の支払には、現実の金銭を交付する行為のほか、元本に繰り入れ又は預金口座に振り替えるなどその支払の債務が消滅する一切の行為が含まれることに留意する。

< 不動産投資等に利用される主な事業体の比較 >

	概要	税務上の基本的取扱い	組成関連コスト等	配当、利子、利益の分配等への源泉課税	PE リスク ⁹ (海外からの投資の場合)
投資法人	資産を主として特定資産(有価証券・不動産等)に対する投資として運用することを目的として投信法に基づき設立された会社	課税主体として取り扱うが、一定の要件を満たせば配当損金算入可。損失の分配は不可。	組成に当たって、費用及び時間的な負担が大きいため、当該負担を吸収できるだけの投資規模必要。	配当・利子支払いの際に源泉徴収必要。海外からの投資の場合、租税条約の適用可能性あり。	投資法人に法人格があり、原則として PE リスクは生じないと考えられる。
特定目的会社(流動化法)	資産流動化法に基づき設立された会社	同上	投資法人ほどではないものの、組成に伴う費用及び時間的なコスト負担あり。相応の投資規模必要。	同上	特定目的会社に法人格があり、原則として PE リスクは生じないと考えられる。
匿名組合	当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、その営業から生じる利益を分配する契約。	営業者が課税主体となるが、組合事業に係る利益の分配は営業者において損金算入。損失についても分配可。人格のない会社に当たらない(法基 1-1-1)。	営業者と匿名組合員の 1対1 の契約のため、組成関連コストは小さい。	利益の分配について源泉徴収必要。近時に改定された租税条約では、国内法での課税権を認めているケース多い。	通常、営業者に法人格があるため、匿名契約として取り扱われる限りにおいては、原則として、PE リスクは小さいと考えられる。
任意組合	各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約する契約。	パススルー(法人税基本通達 14-1-1)。損失についても分配可。	全組合員による契約のため、匿名組合契約に比して、組成に伴う手間がかかる場合あり。	外国法人又は非居住者への利益の配分の場合、原則として源泉徴収必要。	海外投資家の PE が日本にあるとして取り扱われる可能性が高いと考えられる。

9 非居住者等、外国法人は、国内源泉所得に対して、国内に恒久的施設 (PE) を有していれば課税される。

6. 信託に係る実務上の問題点

(1) 信託法における定義

信託とは、以下に掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。）に従い、財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう（信託法2、 ）。

信託契約を締結する方法

信託遺言をする方法

自己信託の設定証書を作成する方法

(2) 信託財産と受益権の法的性質

信託契約の法的性質

事業体に関する課税を検討するに当たっては、上記の ~ のうち特に、信託契約を締結する方法により成立する信託行為が問題となるため、本稿の検討の対象としている。

この信託契約の法的性質は、信託財産について受託者に対して有する債権であると位置づけられている。そのため、「信託」自体は、当事者間の契約に基づくものであり、その法人格は存在しないこととなる。

信託財産の独立性

「信託財産」とは、受託者に属する財産であって、信託により管理又は処分をすべき一切の財産をいう（信託法2 ）。信託財産は形式上、受託者に帰属しているが、受益者のための財産であることから受託者個人の財産とは区分され、受託者個人から独立していることとされている（信託法23 ）。

受益者の権利

ア．概要

信託法において、受益者とは受益権を有するものとされ（信託法2 ）。受益権とは、信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権（以下「受益債権」という。）及びこれを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利をいう（信託法2 ）。とされている。

イ．複数受益者の場合の意思決定

受益権を複数に分割する場合の規制等は存在しないが、複数受益者が存在する場合、単独の受益者で権利行使できる内容については、信託法第92条で列挙されているが、この単独で権利行使できる内容以外のものについては、原則として受

益者の全員一致による意思決定が必要となる（信託法105）。ただし、信託行為により、複数受益者による多数決で意思決定をすることは可能である。

複数受益者が存在する場合、受益者集会の議決権は、信託法第112条で以下のように定められている。

(ア) 各受益権の内容が均等である場合 受益権の個数

(イ) 前号に掲げる場合以外の場合 受益者集会の招集の決定の時の受益権の価格

なお、上記(イ)のケースでは実務上、複数受益者の有する受益権の内容が金額(量的)で分割されているケースと権利内容(質的)で分割しているケースがある。

ウ．受益者の損益の帰属・分配

受益者は、信託財産に対して有する基本的な権利である受益債権を有している。

当該受益者が単独の場合には、当該信託財産からもたらされる損益についての全てが当該受益者にすべて帰属することとなる。

一方、複数受益者の受益債権の割合は、信託行為に別段の定めがなければ、均等となる（民法427）。

エ．受益証券を表示する証券を発行する場合

平成18年度の信託法の改正前の信託法では、受益権の発行に関して特段の定めを設けていなかったが、改正後では、信託行為において受益権を表示する証券(受益証券)を発行する旨を定めることによって、受益権を発行することができることとなった(受益証券発行信託 信託法185)。

(3) 法人税法における課税上の取扱い

信託は、信託財産を受託した形式的な受託者の名義となり、法的な権利・義務の帰属主体となる。その信託契約に基づき、信託された信託財産に帰せられる収益及び費用、信託財産に属する資産及び負債について、法人税法上の取扱いが問題となる。

信託法は、平成18年に多様な信託の利用ニーズに対応するため、自己信託等新たな種類の信託の制度が創設された。これらの新たな種類の信託の中には、その信託財産を受益者が有しているものとみなして課税することや、その収益分配時に受益者に対して課税することが適当でないものもあり、このような信託については、その信託財産に係る所得について、信託の受託者の段階で課税することが適当であると考えられた。

この結果法人税法上では、以下の3つの類型に分類して、課税関係を定めている。

受益者が収益の受領時に課税される信託

受益者が、収益の受領時に課税される信託として、以下の3つがある。

ア．集団投資信託

集団投資信託（法法2二十九）は、受託者段階では課税されず、受益者に信託

収益が分配された段階で課税されることとなっている。

具体的には、合同運用信託、証券投資信託、特定受益証券発行信託などがあげられる。

イ．退職年金等信託

厚生年金基金契約等の信託契約をいい(法法12 一、法令15) 委託者が拠出金を拠出した段階で損金の額に算入され、受託段階では国民年金に係るものを除き、退職年金等積立金に対する法人税の対象とされ、受給者への分配段階では公的年金等に係る雑所得等とされている。

ウ．特定公益信託等

特定公益信託及び社債等の振替に関する法律第2条第11項に規定する加入者保護信託をいい(法法12 二) 委託者が拠出金を拠出した場合、その拠出段階で寄附金(法法37) 又は負担金(措法66の11 五) とされ、受託者段階では課税されないこととされている。

受託者に法人税を課税する信託(法人課税信託)

特定受益証券発行信託以外の受益証券発行信託、受益者等が存しない信託、法人が委託者となる一定の信託、投資信託及び特定目的信託のうち、 のアに該当しないものをいう(法法2の29二)

この法人課税信託は、受託者段階で受託者の固有資産に帰属する所得とは区別して法人税を課税することとされている(法法4の6)。

また、法人課税信託(受益者等が存しない信託を除く。) の受益権は株式又は出資とみなされるため(法法4の7六) 法人課税信託からの信託利益の分配は、法人税法上、配当とみなして課税されることとなる(法法23)。

受益者に収益が発生したときに課税する信託(受益者等課税信託)

上記 、 に該当しない信託(以下「受益者等課税信託」という。) については、法人税法第12条第1項本文で、「信託」に関する課税上の取扱いを定めている。

原則として、その信託の受益者(受益者としての権利を現に有するものに限る。) は、当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は、当該受益者の収益及び費用とみなされることとなっている。

なお、受益者以外で、信託を変更する権限を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者は、受益者とみなして課税されることとされている(法法12)。

【信託の課税上の取扱いと具体的な信託】

課税方法	信託の種類	具体的な信託
受領時課税	集団投資信託	特定受益証券発行信託
		合同運用信託
一定の投資信託(証券投資信託等)		
	退職年金信託、特定公益信託	退職年金等信託、特定公益信託等
信託段階法人課税	法人課税信託	特定受益証券発行信託に該当しない受益証券発行信託
		受益者等が存在しない信託
		法人が委託者となる信託のうち以下のもの
		・重要な事業の信託で、受益権の過半を委託者の株主に交付するもの
		・長期(信託期間20年超)の自己信託等
		・損益分配割合の割合が変更可能である信託等
		投資信託(受領時課税される投資信託以外)
特定目的信託		
発生時課税	受益者等課税信託	不動産・動産の管理等の一般的な信託

(4) 実務上の処理における問題点

・受益者等課税信託における取扱いと問題点

課税上の取扱い

受益者等課税信託について、現行の法人税法上の取扱いは、受益者が信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用についても、受益者の収益及び費用とみなして、法人税法の規定を適用するとされている(法法12)。

したがって、形式的には受託者名義となっているが、受益者が有するものとみなして課税関係を構築されることとなる。

問題点等

・受益者が複数存在する場合の当該受益権が質的に異なっている場合の受益者の課税関係

受益権が「量的(金額)」に分割されており受益者が2以上の場合、信託財産から得られる収益・費用又は信託財産に属する資産・負債を各受益者が有するものとして、課税関係を構築することが合理的であると考えられる。

しかしながら、受益権が「質的(権利内容)」に分割されており、受益者が2以上の場合、信託財産から得られた収益及び費用をどのように各受益権の保

有者に帰属させるかが問題となる。この点について、明らかにされているのは、法人税法施行令第15条第4項及び法人税基本通達14 4 4のみであって、単に受益権の権利の内容に応じ帰せられるものとされている。

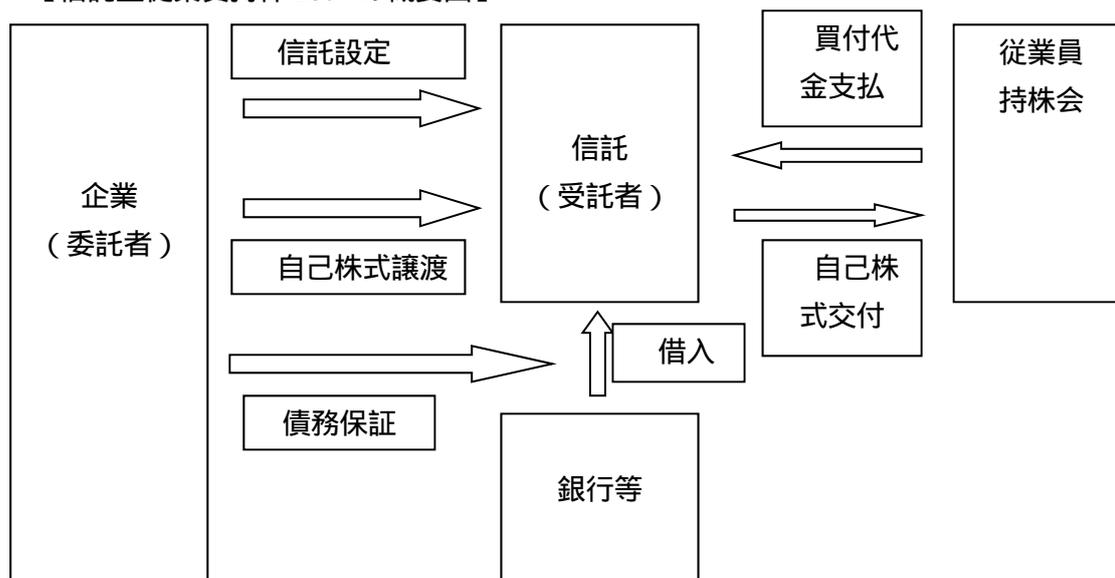
質的に分割された信託受益権の権利内容を金額で測定できれば、収益及び費用、資産及び負債を合理的に按分できるが、技術的に金額で測定できない場合など、信託から得られる収益・費用を按分して課税関係を構築するか、適切な課税が実現できるか問題となると思われる。

参考 . 日本版ESOP(Employee Stock Ownership Plan)の税務上の取扱いについて

(1) 信託型従業員持株ESOP (概要図)

昨今、信託型従業員持株等ESOPが用いられるケースが増加しており、以下、信託型従業員持株等ESOPについて検討する。

【信託型従業員持株 ESOP の概要図】



(説明)

企業は、信託を設定する。

信託設定後、借入金により、企業が保有する自己株式を信託へ譲渡する。

定期的に、従業員持株会へ信託は保有している企業の株式を譲渡する。

信託は、元利金を銀行等へ支払う。

(2) 税務処理

法人税法においては、各信託契約内容次第であるが、一般的な信託型従業員持株ESOPにおけるスキームでは、信託期間中の受益者は存在せず、原則として従業員持株会に加入している従業員が信託終了時において受益者となることとされているようである。

また、導入企業が信託の変更をできる権限を有することとされ、受益債権に係る給付後の残余財産につき金銭により給付を受ける帰属権利者を導入企業としているケースが多いようである。

このような信託の場合、どのように課税関係を構築するか問題となる。

この点、法人税法においては、信託契約の内容として委託者である導入企業が信託を変更する権限を有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされていることから受益者とみなし、課税関係を構築することとなる(法法12)。

つまり、導入企業が信託財産に属する資産・負債を有するものとみなし、かつ、当

該信託に帰せられる収益及び費用は、導入企業に帰属するものとして課税関係が構築されることとなるのである。

以 上